

児童虐待への対応について

和洋女子大学特任教授 しばない やすし 柴内 靖



県内のある小学校において、5月中旬に健康診断が行われた。その放課後、6年生の男子児童の元気がない様子に学級担任が気付き、事情を聴いたところ、保護者から暴力を受けて家に帰りたくないとのことであった。

学級担任は、その旨を管理職に報告するとともに、養護教諭と共に暴力を受けたと思われる身体を確認すると、腕と背中に複数の痣が確認された。その後、虐待防止に関する緊急会議を開催し、その後の対応を協議した。

当該児童は5月に転入した児童で、前籍校から児童虐待の疑いがあると申し送りがあり、児童相談所と協議を進めている児童であったので、学校としてすぐに児童相談所に通告し、その後、緊急の措置会議を経て、児童相談所の緊急一時保護となった。

【関係法令】

児童虐待防止法第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第16条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ワンポイントレッスン

近年、児童虐待の痛ましい報道を耳にすることが増え、更に昨年からの新型コロナウイルス感染症の関係から、家庭内におけるストレス等の増加から親子関係に問題が発生することが危惧されている。

児童虐待の実態は、毎年度厚生労働省が公表している「児童相談所での児童虐待相談対応件数」によると、令和元年度は、全国215か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は193,780件であり、前年度から21.2%（33,942件）増となっている。

このように児童虐待の問題は、近年増加傾向にあり、その対応は学校をはじめ関係機関全てが児童の安全に全力を挙げて取り組まなければならない。

学校では、特に①児童虐待の早期発見に努めることや、②虐待を発見したり疑いが生じたりしたときは、速やかに対応することが求められる。

1 児童虐待防止法第5条第1項

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、

婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 児童虐待防止法第6条第1項

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

3 本ケースから考えること

当該校のケースでは、児童相談所の緊急一時保護から、保護者への調査、親子関係の改善をはじめとした行政指導が繰り返し行われ、更に、当該児童は、要保護児童対策地域協議会に登録され、学校や関係機関の中で、定期的な状況確認が行われている状況である。

学校の当初の対応として、①転入時の前籍校の申し送りからすぐに児童相談所との協議を進め、特に、状況の共有化、緊急時の児童相談所との連携の仕方を確認していたこと②学級担任や養護教諭等が必要不可欠な速やかな対応を行ったこと③学校として速やかな通告措置を取ったことは適切な対応である。

4 昨今の児童虐待の変化

先の厚生労働省が公表している「児童相談所での児童虐待相談対応件数」の報告の中で、児童虐待の内容が近年変化している。

児童虐待の内容件数を見ると、平成20年度は、「身体的虐待」が38.3%で一番多く、次いで「ネグレクト」37.3%、「心理的虐待」21.3%、「性的虐待」3.1%であったが、平成25年度から「心理的虐待」が一番多くなり、令和元年度は、「心理的虐待」が56.3%、次

いで「身体的虐待」25.4%、「ネグレクト」17.2%、「性的虐待」1.1%となっている。

「心理的虐待」は、他の人から見えにくい虐待であり、日頃から全ての教師が児童生徒の心に寄り添い、児童生徒の理解に努めることが求められる。

5 学校としての適切な対応のために

(1)学校の果たす役割について

- ・「教育と啓発」⇒児童生徒及び保護者に対して児童虐待の教育と啓発を図る。
- ・「早期発見の努力義務」⇒学校の責務と教職員の責務として努める。
- ・「通告義務」⇒疑いであっても通告する。
- ・「関係機関への協力」⇒関係機関との連携強化と、要保護児童対策地域協議会への協力をする。

(2)早期発見と速やかな通告のために

日頃からチェックリストを作成し、定期的な観察を行うことが大切である。

また、保護者との信頼関係を重要視する学校としては、通告については慎重になるのは当然であるが、「児童虐待の疑い」は確証がなくても通告が義務である。文部科学省の児童虐待対応の手引きにおいて、判断のポイントとして、①確証がなくても通告すること②虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること③保護者との関係よりも子供の安全を優先すること④通告は守秘義務違反に当たらないこととなっている。

(3)通告後のケアについて

この問題は、通告したら解決ではなく、一般的に、通告後、一時保護や児童養護施設等への入所となるが、その大半は、解除になれば行政支援を受けながら通学することになるので、当該児童生徒が安心して登校できるよう継続的なケアや環境を整えることがより大切となる。